資料１

第５回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会　出席者名簿

１．委員

氏名	主な役職	出　欠
浅見　宣義	長浜市長	出　席
泉　　桂子	岩手県立大学総合学部教授	出　席
北　　克憲	公認会計士	出　席
久保　久良	多賀町長	出　席
立花　　敏	京都大学大学院農学研究科教授	出　席
土井　裕明	弁護士	出　席
新永　智士	（株）鹿児島総合研究所代表取締役社長	WEB 出席
家森　茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出　席

２．事務局

氏名	主な役職
西川　公也	滋賀県琵琶湖環境部技監
水野　　梓	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
奥田　貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田　裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第5回分収造林事業あり方検討会　座席表

大津合同庁舎
7－A

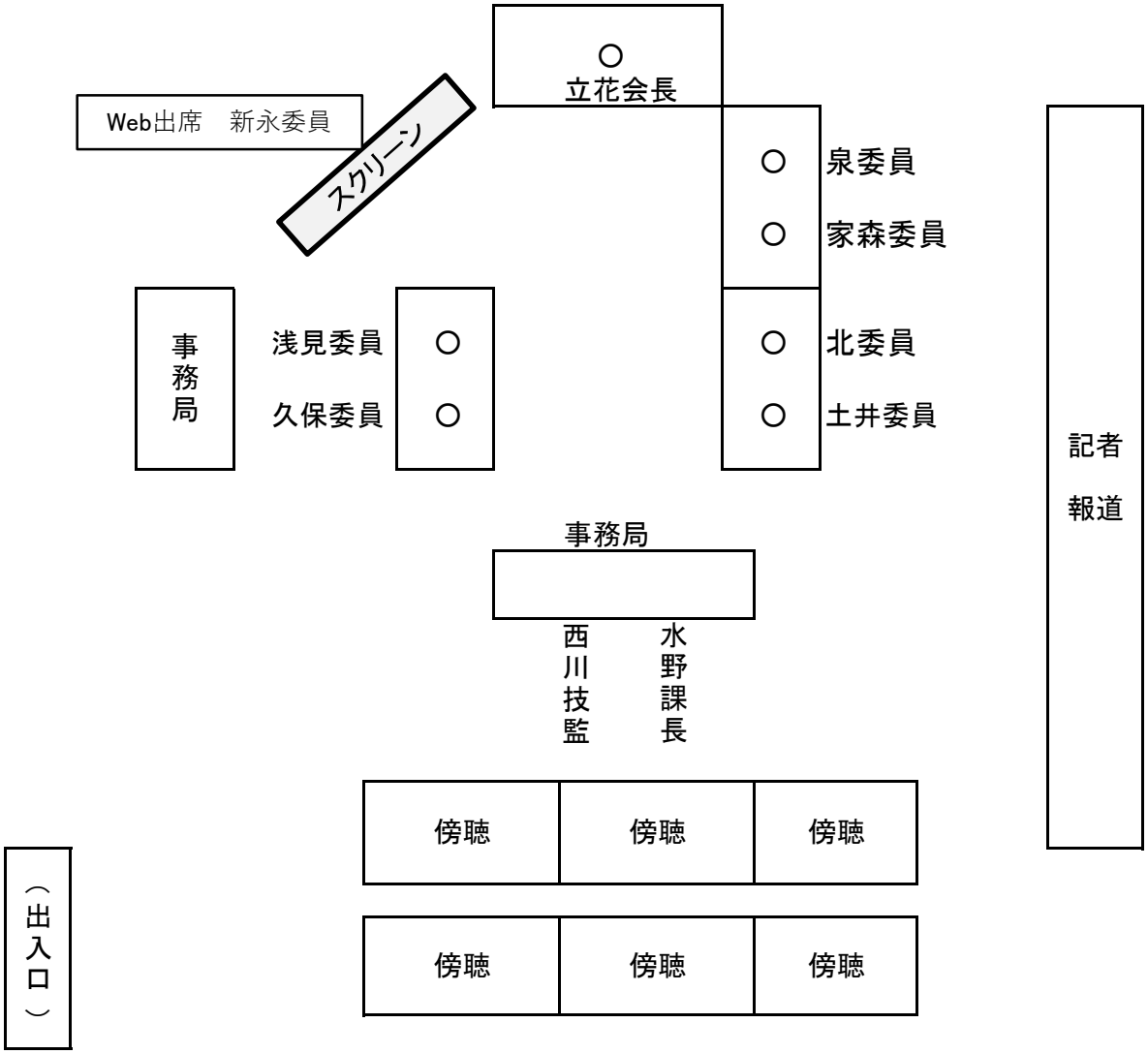

資料３

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

（設置）

第１条　分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第３条および第 10 条第２号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

(1) 公社の長期収支見通し
(2) 長期経営計画の検証と評価
(3) 分収造林事業のあり方
(4) 公社経営のあり方
(5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

（委員）

第３条　検討会は、10 人以内の委員をもって組織する。

２　検討会に会長を置く。

３　会長は、委員の互選により定める。

４　会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。

５　会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、就任の日から令和７年 12 月末日までとする。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

２　会議の議長は会長が務める。

３　会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

（事務局）

第６条　検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

資料4

R7.9.1

第5回
滋賀県分収造林事業あり方検討会

検討スケジュール

○　これまでの検討状況を踏まえ、分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、公社林整備のあり方について、あり方検討会としての議論をとりまとめる。

01　Ｒ６．９．13
長期収支公表
公社の概要・歴史
長期収支見通し
他県公社の状況

02　Ｒ６．11．８
長期経営計画
検証と評価

03　Ｒ７．２．20
検討の方向性
これまでの議論を踏まえ、検討の方向性について整理

04　Ｒ７．５．13
あり方の方針
これまでの議論を踏まえた県としての方針（案）を提示

05　**Ｒ７．９．１**
とりまとめ
検討会での議論をとりまとめる

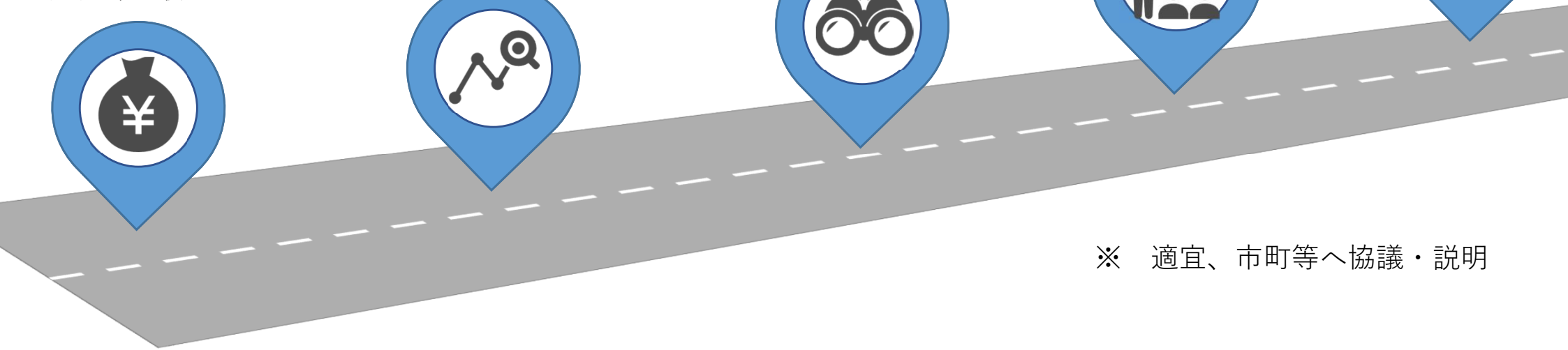

※　適宜、市町等へ協議・説明

これまでの検討状況

第1回
今後の公社の長期収支見通しについて検討

伐採可能材積量の試算

航空レーザ計測による森林解析結果から伐採可能事業地の森林資源量を抽出
2,198,017㎥

●事業実績と現場状況を勘案
- 施業率の低減（長期計画100%）→ 26%
- 利用率の低減（長期計画70%）→ 61%
- 伐採回数の減少（長期計画4回）→ 3回

伐採利用可能材積量
256，000㎥
（長期経営計画比：約14%）

長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	－

第2回
長期経営計画を検証。経営方針について検討

		外部環境要因 【O：機会】	外部環境要因 【T：脅威】
		・森林経営管理制度、環境譲与税の創設 ・地球温暖化を背景とした企業の森林への投資意欲の高まり ・木質バイオマスへの関心の高まり ・新技術の活用による省力化、低コスト化	・人口問題（少子高齢化） ・木材価格の低下、事業コストの増大 ・奥地林（条件不利地）の存在 ・生育条件による品質低下
内部環境要因	【S：強み】 ・森林のもつ公益的機能 ・航空レーザ計測による森林資源情報	推進戦略（強み×機会） ・公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進 ・森林価値の積極的説明と理解促進 ・J－クレジット創出	回避戦略（強み×脅威） ・森林資源情報を活用した効率的な整備 ・事業地の実態に則した計画内容への修正
	【W：弱み】 ・採算性判定による不採算林の増加 ・森林資産の評価減 ・契約更改未済地の存在 ・借入債務の償還財源確保	改善戦略（弱み×機会） ・市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化 ・企業連携による森林整備 ・C材、D材（林地残材）の積極的な生産	撤退戦略（弱み×脅威） ・長期収支見通しの下方修正 ・分収造林事業の廃止

第3回
今後の各論点の方向性について検討

問題解決にかかる時間：短 → 長

方向性案	概　要
案1	分収造林事業：短期的に廃止 公社組織　：解散 森林整備　：全契約を解除→所有者責任による管理へ
案2	分収造林事業：短期的に廃止 公社組織　：解散し、県組織に吸収 森林整備　：採算林　→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→県で公的管理
案3	分収造林事業：中長期的（5～10年を目途）に収束 公社組織　：経営を縮小し存続 森林整備　：採算林　→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→公社で公的管理
案4	分収造林事業：中長期的（5～10年を目途）に収束 公社組織　：解散し、県組織に吸収 森林整備　：採算林　→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→県と市町の広域連携による公的管理
案5	分収造林事業：採算林を皆伐再造林後に収束 公社組織　：木材搬出＋新たな役割を与え当面存続 森林整備　：不採算林は公社による公的管理を当面継続

第4回
○　これまでの検討状況を踏まえ、分収造林事業あり方検討会としての方針案について検討

- 分収造林事業：中長期的に収束（各委員で方向性一致）
- 公社組織　　：事業収束に合わせ解散（各委員で方向性一致）
- 公社林整備　：県と市町の連携による公的管理（一部委員から反対意見）

各論点のあり方について、検討のとりまとめに向けた議論をお願いしたい

滋賀県分収造林事業あり方検討会
検討のとりまとめ
＜案＞

滋賀県分収造林事業あり方検討会の概要

1　設置目的

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2　委員構成（50音順）

会長（◎）は立花委員

氏　名	主　な　役　職	氏　名	主　な　役　職
浅見　宣義	長浜市長	立花　　敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉　　桂子	岩手県立大学教授	土井　裕明	弁護士
北　　克憲	公認会計士	新永　智士	（株）鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保　久良	多賀町長	家森　茂樹	滋賀県森林組合 組合長

3　検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第１回	R6.9.13	長期収支見通し	第４回	R7.5.13	あり方の方針（案）
第２回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第５回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第３回	R7.2.20	検討の方向性			

（論点１）分収造林事業のあり方

議論の方向性

〇今後、分収造林事業を継続したとしても、最大約20億円程度の債務弁済しかできない収支見通しが明らかになり、特定調停で定めた伐採収益を原資に188億円の債務を弁済するスキームは破綻している。

〇分収造林事業は超長期にわたる契約に基づく事業であり、変動要素が多く、経営リスクも大きい。

〇変動要素を前向きに捉え事業継続するという選択肢もあるが、包括外部監査からの「楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべき」との指摘を踏まえれば、事業のあり方を見直すことが望ましい。

〇そのため、これから5～10年程度の期間をかけて、中長期的に分収造林事業を収束させるべき。

包括外部監査指摘事項

※第１回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

指摘事項①

長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

（包括外部監査報告書抜粋）

指摘事項②

将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

上述した問題点を踏まえて、監査人が長期収支見通しを一部修正した（但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている）。修正後の債権回収額（令和５年度以降の弁済見通し）は約 18 億円～31 億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引（J クレジット）の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に 1,000 億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

（包括外部監査報告書抜粋）

長期収支見通し

※第１回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額（R6～R51）	16億3,000万円	13億7,000万円	８億4,000万円	174億円
～R5弁済実績		４億5,000万円		14億円
経営期間弁済見込額計	**20億8,000万円**	**18億2,000万円**	**12億9,000万円**	188億円
長期計画比	11.1％	9.7％	6.9％	－

公社経営における変動要素や経営リスク

外部環境要因

公益的機能に対する社会的背景や要請が公社の森林整備事業の大きな動機になる一方で、林業採算性が収益の大きな下振れ要因であるとともに、自然条件が経営資源である森林資産の阻害要因なっている。

＜主な要因＞

Opportunity：機会

- 【政治】森林経営管理制度、環境譲与税の創設
- 【社会】地球温暖化を背景に森林への関心の高まり
- 【経済】木質バイオマスへの関心の高まり
- 【技術】新技術の活用による省力化、低コスト化

Threat：脅威

- 【社会】人口問題（少子高齢化）
- 【経済】林業採算性の低下（木材価格の低下、事業コストの増大）
- 【自然】奥地林（条件不利地）の存在
- 【自然】生育条件による品質低下

※第２回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

（論点１）分収造林事業のあり方

長期経営計画

・長期経営計画と中期経営改善計画に乖離が出た原因は、滋賀県と造林公社という2団体に分かれ、責任が分離した状態となり、お互いに牽制がかからなかったことが要因。

・公社の経営スタイルはいつまでも長く続けるというものではない。長期経営計画がそもそも実現不可能という前提で公社としての経営はやめるという考え方もある。

・計画の下方修正をしても事業を継続できるだけの経営力が公社組織に残っているのか。現実的には、長期経営計画は廃止し、公益的機能の持続的発揮に特化した経営をせざるを得ない。

公社での皆伐

・採算林事業地で皆伐再造林を行う選択肢があってもいい。

・あえて公社林事業地での皆伐をこれまで避けてきたのは、公社林事業地での造林に苦い経験があるからではないのか。

・特定調停した際に、下流団体に借金の棒引きをしていただいた背景には、公益的機能がしっかりと守れるという約束があったからだと思うので、滋賀県として、社会や下流団体への説明責任を考えた際に、今一度、皆伐には慎重であるべきではないか。

分収造林契約

・採算が採れない事業地は、分収造林契約の目的が果たせないので、契約解除で構わないと思うが、まだ収益が発生する見込みのある事業地をどうするか。事業継続不可能と宣言し、森林を返還することができるのか。極端な話で言えば、公社を破産させてしまえばそれで終わりといえるが、できればもう少し軟着陸を考えたい。

・現行の分収造林契約については、今後のためになるのであれば途中でやめても構わないと思う。

事業の方向性

・分収造林事業は何らかの形でやめざるを得ない。

・全てを行政で抱えることは難しい。まだ収益の見込める森林は積極的に林業事業者へ任せていくべき。

・採算林と不採算林を同時に扱うことで、「木を伐って債務を弁済しなければならない」という意識が強く働き、公社に関する色々な判断を歪ませてきた一つの要因ではないか。そのため、今後の役割は環境林に特化していくべき。

・採算林と不採算林に区別せず、全て県で買い取って県有林化という選択肢があってもいい。ただし、県が必要なお金を用意できることが条件。

（論点2）公社林整備のあり方

議論の方向性

〇収益が見込める森林については民間事業者へお任せし、行政の役割は不採算の環境林に特化させていくべきではないか。そのために、今後の方針においては、市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせない。

〇分収造林事業収束後の公社林整備について、公社林を採算林と不採算林に区別した上で、採算林は民間事業者主導による林業経営を行う方向性で委員の意見が一致。

〇不採算林については、県と市町の連携による管理と県単独での管理で意見が分かれた。

県と市町の連携

・今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないため、最終的に公社を存続するにしても、廃止するにしても、それぞれどのような連携をとれる可能性があるのか、市町にも理解や協力が得られるのか、協議が必要。

・不採算林を所有者に返還すれば山が荒れてしまう。それを救う手段として市町が森林環境譲与税を使って公的管理をするかどうか。滋賀県の森林が琵琶湖淀川流域の水源涵養に大きく貢献しているという想いを市町も持っているのか。

・民有林も含めて、条件の有利な事業地では林業を、条件の悪い事業地では最低限の保育管理や公有林化、針広混交林への移行をできれば、市町が譲与税を使ってやってほしい。

・将来にわたり継続的に森林整備を続けていくことを担保するためには、森林経営管理制度をいかに有効に使えるのかが重要。

県単独での管理

・市町の専門性やレベル感で奥地水源林を整備するのは難しい。県が主導で行うべき。

・水道事業でも広域化が行われているが、結局、各市町の利害が一致せず、足並みがそろわないケースが散見される。森林については、県単独での管理が望ましいのではないか。

・山林や、土地、立木の価格の安さを考えれば、土地所有者との交渉に係るコスト、県土全体から見た森林面積割合の低さを勘案し、県有林化あるいは公社有林化によって公的管理森林を増やしていくという考え方はあり得る。

・不採算林は県の責任で公益的機能を発揮させていくべきだと思うが、そのためには、県は今後も相当のコストを負担しなければならない。

公社林整備のあり方（県と市町の議論の状況）

○長浜市長からの提案で、首長会議で公社林整備のあり方について議論を行った。

首長会議での県の説明

※以下の図表は、全て首長会議資料から抜粋

○分収造林契約の解除後に、何らかの事情により所有者管理が困難となった場合には、森林経営管理法第３条第２項の規定に基づき、原則、市町に整備の責務が伴う。

＜関係根拠法令＞

琵琶湖の保全および再生に関する法律 第11条

国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

森林経営管理法 第３条第２項

市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

＜分収造林契約を解除し、公社林が私有林になった場合の森林環境譲与税配分額への影響（試算例）＞

＜試算条件＞

・全国の譲与税総額はR7当初見積額とする。

・全国の私有林人工林面積は、滋賀県の造林公社分のみが契約解除により私有林となり増加したものとする。

（単位：千円）

	R7予算ベース譲与額見込み	契約解除後譲与額（試算値）	増 減
各市町計	537,006	623,109	+86,103
滋賀県	59,668	69,235	+9,567
合 計	596,674	692,344	+95,670

○公社林のこれまでの経過を踏まえ、県と市町の連携により公的管理を行う方向性としたいが、今後は県の責任や役割を明確化した上で、検討が必要と認識。

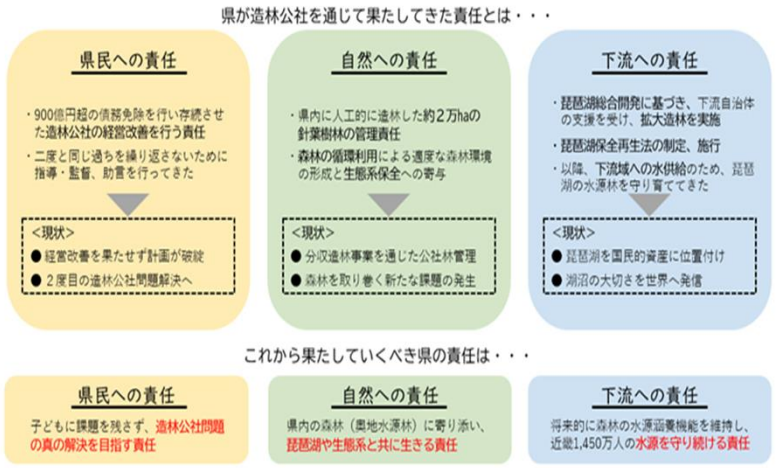

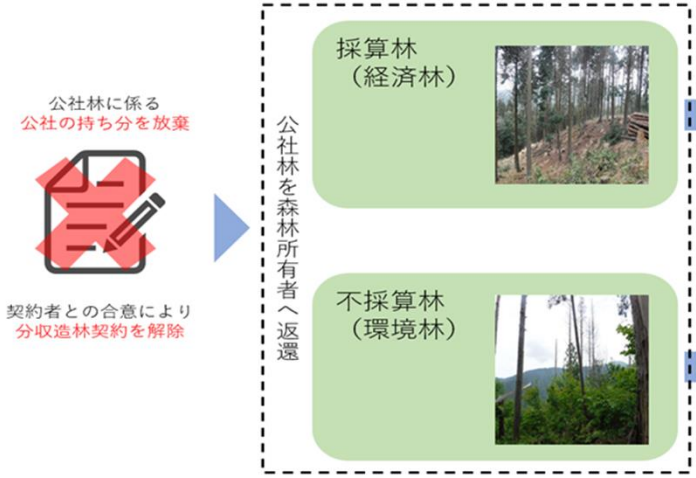

＜（案）森林組合を中心とした主伐再造林の推進＞

採算性のある公社林を対象に、森林組合が森林経営計画を策定し、既存事業を活用した利用間伐、主伐・再造林を行い、木材の循環利用を行う。

主な財源
造林補助金　等

＜（案）滋賀県と市町による公的管理＞

現行法制度上の原則論を踏まえつつ、これまでの公社問題の経過も勘案し、公社林のうち不採算が想定される森林については、所有者の意向に応じた公的管理を滋賀県と市町が協力して行う。

主な財源
森林環境譲与税（市町）、琵琶湖森林づくり県民税

○また、市町との議論の過程で「公社問題の解決を通した県の森林整備」についての意見をいただいたため、県の森林を県民の社会的共通資本と捉え、オール滋賀で、みんなで森林を守るための体制づくりの検討を提案した。

公社林整備のあり方（県と市町の議論の状況）

〇県全体の森林を守るための体制づくりについては、賛同が得られた。

〇一方で、公社林整備については、「市町財政への影響」、「造林公社に関する県の施策責任」、「公社林への森林経営管理法の適用可否」といった点で、多くの反対意見が出た。

〇滋賀県知事からは、「市町の意見を重く受け止め、方向修正したい」との発言もあった。

＜各市町長からの主な意見＞

・市町財政に大きく影響することで、受け入れがたい

・造林公社は県の施策であり、県で責任を取るべき

・公社林は天然林を伐採して針葉樹林にした事業地で、不採算になったからといって、公社の森林経営を放棄し、森林経営管理法に基づく市町責任を主張するのはおかしい

・市町で用意できる労力には限りがあり、市町で公社林の管理は不可能

＜滋賀県知事の発言＞

・奥地水源林を19市町および県、森林組合、みんなで管理する手法について検討する場の設置についてご協力いただきたい。

・公社林についての市町長の意見は重く受け止め、大きくは県の責任を持った形での対応に方向修正したい。

事務局からの提案

こうした議論の状況も踏まえ、検討会のとりまとめにあたり、
意見の補充や、検討に必要な論点、今後の方向性への考え方等について、
改めて、分収造林事業あり方検討会としての議論をお願いしたい。

（論点3）債務整理の考え方

議論の方向性

〇事業収束にあたり、再度の債務整理が必要不可欠となる。これまでに林業公社を解散してきた他府県では、「第三セクター等改革推進債」を活用し公社の債務整理を行ってきたが、現在は活用できない。

〇そのため、残る債務約182億円のうち滋賀県が保有する債権については、滋賀県が全額を放棄すべき。

〇兵庫県が保有する債権については、過去に行われた債務整理手法との公平性や整合性に配慮しつつ、解決可能なスキームを当事者間の任意協議により、模索するべき。

特定調停

・普通の特定調停は、借金が188億円あれば各年度にいくらずつ返すのかを明らかにするもの。しかし、この特定調停は普通とは違い、188億円が完済目標ではあるが、各年度の利益の範囲内で返済する、利益が出なかったら返済できなくても仕方がない、という内容で、毎年決まった額を返済すると約束していない。

・滋賀県の債権や兵庫県の債権を誰も債務保証していないので、公社に返せないと言われれば債権者が泣くほかない。

債務整理

・最もイメージに近いのは、第三セクター等改革推進債を使った再度の債務圧縮。

・特定調停を成立させた時点で将来を見据えた際に希望的観測として見込んだ額が188億円であり、その時点での観測通りにはなっていない。さらに経営環境は悪化していて、誰がどうやっても188億円に見合う伐採収益を出してくることは不可能ではないかと考える。

・今後の方向性としては、完全に諦めるのか、弁済可能な額まで債務免除してあげて続けるのかの二択。

（論点4）公社組織のあり方

議論の方向性

〇公社は、滋賀県の森林行政の発展に大きな功績を残してきたが、今般、再度の債務問題が顕在化。

〇再度の債務整理を行うにあたり、今後の組織のあり方について、検討会では、解散の方向性で検討を進めてきたが、存続への意見も出ている。

解散

・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。

・今回の造林公社の経営上の問題が発生したのは、公社のアクセルが暴走して県のブレーキが効かなかったことが要因ではないか。公社の方が意思決定が迅速で柔軟というのは諸刃の剣であり、メリットとデメリットがある。

・公社経営を県側でモニタリング、コントロールしきれなかったことが問題。今後も公社組織を残すとなれば将来にまた同じようなことが起こるリスクを残すことになる。

・今後の役割を環境林に限定していくのであれば、組織の機動性や柔軟性よりも、安定的な管理や政策決定、環境価値を考え全体を俯瞰した政策判断が必要になる。公益的機能を中心とした新しい森林整備を考えるのであれば、公社を解散し県組織に吸収させるべきではないか。

・現状が非常に厳しい状態になっていることを潔く認めて、公社経営は諦めて、その上で、公益的機能を担う組織をキチンと作るという方向性にならざるを得ない。

存続

・森林経営管理制度に対する市町の負担がある中で、公社を解散し公社林を所有者にリリースするという考え方が時代の流れに沿っているのか。森林を管理できる公的組織の設置、もしくはそういった役割を公社に与えるかどうかは、今後の重要な視点。

・今後の公社の方向性として、収益性のない森林の管理を行う主体となるという方向性はあり得るのではないか。

・管理できない、相続できないという事情を抱える土地所有者が非常に多いと思うので、公有林化を進めるための体制を整えていくことが大切。それが県になるのか、公社になるのか、今後、森林審議会で議論されるべき。

・債務弁済の見通しが立たないから解散という考え方に違和感。債務弁済見通しが20億円だろうが、12億円だろうが、民間経営に置き換えればどちらも信用性はない。公社の仕事を採算林事業地の皆伐再造林と決めて、終わるまでは解散しないという選択肢があってもいいのではないか。

その他の意見・視点

情報開示

・一番の問題は、実際の債務弁済状況が長期経営計画に反映されず、最新の情報が開示されてこなかったこと。実態の弁済状況が計画と乖離することはしょうがないが、その状況が適切に開示され、どんどんまずい状況になっていくことが、早期に県民に知らされるべきだった。

人材育成

・誰が伐採するとか、誰が管理するとか、という点が見えていない中で形だけが決まるのは良くない。どういった森林を目指すのか、そのためにどういった体制が必要なのか、その体制構築のためには、どういった人材育成が必要なのか、体系的な検討が必要。

需給構造

・木を育て、伐りだす「供給サイド」には国策として多額の支援がある一方で、「需要サイド」」は輸入材の影響もあり十分に成熟していないのではないか。つまり、「供給サイド」が補助によって過大気味になっていて、「需要サイド」やサプライチェーンとのバランスを欠いているのではないか。

森林所有のあり方

・滋賀県の森林の土地の所有をどのように考えていくのか。国有林が少なく私有林が多い、琵琶湖を抱える滋賀県で、所有者の中にも森林を次の世代に引き継ぎたくないと思う方も多いと思う。今後、少子高齢化が進めば、土地の流動化によるモラルハザードの発生が大きく危惧される。公社問題の解決を通して、森林の問題に対して、どのようにアプローチできるのか、検討いただきたい。

・森林所有者が気軽に相談できるような施策や体制が整っているのか。お金や技術はもちろん必要だが、例えば、後継ぎがいないから森林を手放したい方、後の世代に森林を残したくない方から相談があった際に、土地を含めて、森林所有者が途方にくれないような仕組みを考える必要があると思う。

公社林の重要性

・造林公社がこれまでに果たしてきた役割は県全体への効果に留まらず森林所有者に対しても非常に大きい。造林公社が造林をしてきたからこそ、県の林業が成長し、今の琵琶湖がある。もしも、県内で災害が起これば50億円以上の被害が出るが、結果的に、これまで県の森林で大規模な被害は生じていない。仮に、188億円を債権放棄することになったとしても、県にとって十分な公共投資だったと理解できる。